

金融商品取引法に関する重要なお知らせ

2018年6月
BNPパリバ証券株式会社

I. 特定投資家制度と期限日について

平成19年9月30日施行の金融商品取引法において新たに「特定投資家制度」が導入され、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（以下において一般投資家といいます）」とに区分されます。また、適格機関投資家でないお客様等には、お申出により契約の種類ごとに、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。

なお、弊社の審査の結果、一般投資家から特定投資家への移行についてはお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

弊社では、3月31日又は9月30日（休日である場合を含みます）をお客様が一般投資家から特定投資家に移行をされた場合の「期限日」とさせていただきます。お客様が一般投資家から特定投資家に移行をされた場合でも、期限日の翌日以降は一般投資家に戻りますので、継続をご希望の場合には再度、移行のお手続きが必要となります。

一方、お客様が特定投資家から一般投資家に移行をされた場合は、期限日にかかわらず、当該移行の効果は、お客さまから申出があるまで有効ですので、再度の移行のお手続きは必要ありません。

本制度では、お客様が「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制が適用除外となります。

1. 投資家区分

1. 特定投資家（一般投資家への移行不可）
国、日本銀行、適格機関投資家
2. 特定投資家（一般投資家への移行可）
資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社、上場株券の発行会社、等
3. 一般投資家（特定投資家への移行可）
1、2以外の法人等、一定の要件に該当する個人
4. 一般投資家（特定投資家への移行不可）
3以外の個人

2. 契約の種類

有価証券の取引等を行う契約

有価証券についての法第2条第8項第1号から第9号までに掲げる行為、当該行為に関して行う同項第16号に掲げる行為又は同項第17号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいいます。

デリバティブ取引等を行う契約

デリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為、当該行為に関して行う同項第16号に掲げる行為又は同項第17号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいいます。

投資顧問契約及びその締結の代理・媒介を行う契約

投資顧問契約及び法第2条第8項第13号に掲げる行為（投資顧問契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約をいいます。

3. 特定投資家が取引相手である場合に適用されない行為規制

1. 特定投資家が、業者が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方である場合

① 広告等の規制（金融商品取引法第37条）

- ・ 業者が広告等をするときは、当該業者の商号等及び顧客の判断に重要な影響を及ぼす一定の事項を表示しなければならない。
- ・ 業者が広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等について、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

② 不招請勧誘の禁止（金融商品取引法第38条第4号）

- ・ 業者は、店頭金融先物取引契約の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約締結の勧誘をする行為をしてはならない。

③ 勧誘受諾意思の確認義務（金融商品取引法第38条第5号）

- ・ 業者は、店頭金融先物取引及び取引所金融先物取引契約の勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認せずに勧誘をする行為をしてはならない。

④ 再勧誘の禁止（金融商品取引法第38条第6号）

- ・ 業者は、店頭金融先物取引及び取引所金融先物取引契約の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず勧誘を継続する行為をしてはならない。

⑤ 適合性の原則（金融商品取引法第40条第1号）

- ・ 業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適當な勧誘により投

資者の保護に欠けること、又は欠けることとなるおそれがないように業務を行わなければならない。

2. 特定投資家が、業者が申込みを受け又は締結した金融商品取引契約の相手方である場合

① 取引態様の事前明示義務（金融商品取引法第 37 条の 2）

- ・ 業者は顧客に対し、自己が取引の相手方となるのか、又は取引の媒介・取次ぎ・代理を行うのかの別を事前に明示しなければならない。

② 契約締結前の書面交付義務（金融商品取引法第 37 条の 3）

- ・ 業者は顧客に対し、当該業者の商号等、契約の概要及び顧客の判断に重要な影響を及ぼす一定の事項を記載した書面を、契約締結前に交付しなければならない（当該契約締結前 1 年以内に、当該顧客に対して一定の書面を交付している場合等は除く。）。

③ 契約締結時等の書面交付義務（金融商品取引法第 37 条の 4）

- ・ 業者は顧客に対し、一定の場合を除き、契約が成立したとき等において、当該業者の商号等、契約の概要その他一定の事項を記載した書面を交付しなければならない。

④ 保証金の受領にかかる書面交付義務（金融商品取引法第 37 条の 5）

- ・ 業者は、顧客から一定の保証金を受領したときは、一定の事項を記載した書面を直ちに顧客に対して交付しなければならない。

⑤ 書面による解除（金融商品取引法第 37 条の 6）

- ・ 業者と投資顧問契約を締結した顧客は、一定の場合を除き、契約締結時等の書面を受領した日から 10 日間は、当該契約を書面により解除することができる。
- ・ 業者は、上記により契約が解除された場合、一定の対価（当該解除までの期間に相当する手数料等）の額を超えて当該解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を顧客に請求することはできない。

⑥ 最良執行方針等記載書面の事前交付義務（金融商品取引法第 40 条の 2 第 4 項）

- ・ 業者は、上場株券等に関する顧客の注文を受けようとするときは、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を事前に顧客に対して交付しなければならない（既に当該書面を交付している場合は除く。）。

⑦ 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（金融商品取引法第 43 条の 4）

- ・ 業者は、顧客から預託を受けた有価証券等を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

3. 特定投資家が、業者が締結した投資顧問契約の相手方である場合

① 金銭／有価証券の預託の受入れ等の禁止（金融商品取引法第 41 条の 4）

- ・ 業者は、一定の場合を除き、投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該業者と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

② 金銭／有価証券の貸付け等の禁止（金融商品取引法第 41 条の 5）

- ・ 業者は、一定の場合を除き、投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は第三者による顧客への金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若し



くは代理をしてはならない。

注：上記は、特定投資家が取引相手である場合に適用されない業者規制の概要です。当該規制の正確な内容については各該当条項をご参照下さい

II. 手数料等及びリスクについて（金融商品取引法第 37 条に定める事項の表示）

金融商品取引を行うにあたっては、各金融商品等に所定の手数料等（たとえば、株式のお取引の場合には、約定代金に対し、事前にお客様と合意した手数料率の委託手数料および消費税、投資信託のお取引の場合には、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります。また、すべての金融商品には、関連するさまざまなリスクがあり、国内外の政治・経済・金融情勢、為替相場、株式相場、商品相場、金利水準等の市場情勢、発行体等の信用力、その他指標とされた原資産等の変動により、多額の損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、デリバティブのお取引の場合には、弊社との合意により具体的な額が定まる保証金等をお客様に差し入れていただくこと、加えて、追加保証金等を差し入れていただく可能性もあり、こうした取引についてはお取引の額が保証金等の額を上回る可能性があります（お取引の額の保証金等の額に対する比率は、現時点では具体的な条件が定まっていないため算出できません。）。また、上記の指標とされた原資産の変動により、保証金等の額を上回る損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、取引の種類によっては、金融商品取引法施行令第 16 条第 1 項第 6 号が定める売付けの価格と買付けの価格に相当するものに差がある場合があります。なお、金融商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該金融商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読みください。

権利行使期間がある場合は権利を行使できる期間に制限がありますので留意が必要です。

期限前解約条項、自動消滅条項等の早期終了条項が付されている場合は、予定された終了日の前に取引が終了する可能性があります。

BNP パリバ証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2521 号

加入協会／日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会、（社）第二種金融商品取引業協会

以上